船舶事故等調査報告書

平成21年1月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2008函第20号	
事故等名	漁船八号宝喜丸安全阻害	
発生年月日時刻	平成20年5月31日　18時00分ごろ	
発生場所	択捉島東方沖　（北緯45°　39′、東経152°　30′　付近）	
事故等調査の経過	調査の概要：平成20年10月7日　函館・地方事故調査官が海難報告書を精査 平成20年10月7日　機関長に対して電話聴取 平成20年10月8日　機器メーカーに対して電話聴取 原因関係者からの意見聴取：意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号（IMO 番号） 船舶所有者等	 漁船八号宝喜丸　29トン 漁船登録番号：HK2－19283 塚田漁業株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長　五級海技士（機関）	
負傷者	なし	
損傷	主機減速機損傷	
事故等の経過	平成20年5月30日02時00分ごろ北海道厚岸港を発して漁場向け航行中、翌31日18時00分ごろ減速機クラッチに滑りが生じ、減速機が焼損して正常運航が不能となった。 応急処置（減速機の緊急ボルトを締めてプロペラ軸を直結）にて帰港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機リモコン装置の点検が十分でなかったため、主機リモコンケーブルが伸び、減速機切換弁のレバーが正規位置からずれ、作動油圧不足からクラッチが滑り、クラッチ板が発熱焼損、さらにギヤーポンプほかの焼損に進展した。
原因	本件安全阻害は、主機リモコン装置の点検が十分でなかった可能性が考えられる。	